

別表

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格 K 0102（以下「規格」という。）の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2（規格 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格 K 0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法

項目	環境上の条件	測定方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 L につき0.02mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 L につき0.002mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1，2－ジクロロエタン	検液 1 L につき0.004mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1，1－ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.1mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1，2－ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.04mg以下であること。	シス体にあつては日本産業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1，1，1－トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，1，2－トリクロロエタン	検液 1 L につき0.006mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

項目	環境上の条件	測定方法
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1（規格 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.1c)（注(2)第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

項目	環境上の条件	測定方法
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月 環境庁告示第 59 号 付表 8 に掲げる方法

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。
- 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

付表